

「立法案」提出のお願い

2022年規定審議会に向け「立法案」の提出をご検討下さい。

今年の提出期限は終了しました。

〈規定審議会とは〉

3年に1度開催。ロータリー活動の基本に係る諸規定の立法機関

〈立法案〉

- ・「制定案」と「決議案」があります。
- ・「制定案」は、RI組織規定（RI定款・細則・標準ロータリークラブ定款）の改正を求める立法案です。
- ・「決議案」は、RI組織規定の改正を伴わない形で規定審議会による議決を求める立法案です。
- ・各クラブから提出頂いた立法案は「立法案審議委員会」で審議し、「地区審議会」の承認を経て、ガバナー確認のうえ、規定審議会へ提出されます。

〈クラブによる立法案提出の手続き〉

1. クラブの理事会が会員に立法案を提出し、例会で採択する。
2. 採択された立法案は、クラブが採択したことを証明するクラブ会長と幹事の署名入り書簡を添えた上で、提出期限までに地区へ送付する。

*詳しくは2016年「手続要覧」P.31-33をご覧ください。

〈立法案審議委員会〉

ガバナー	村 井 總一郎
直前代表議員	岡 部 快 圓
代表議員	江 崎 柳 節
補欠議員（ガバナー任命）	田 嶋 好 博
ガバナーエレクト	伊 藤 靖 祐
地区幹事	佐々木 利 政
次期地区幹事	南 村 朋 幸

◆ 提出先・お問い合わせ先

2018-19年度 ガバナー事務所
〒460-0003 名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル3階
e-mail : governor18-19@rotary2760.org TEL : 052-203-2760